わづか放課後児童クラブ **危機管理マニュアル** 改定

令和5年3月 和束町福祉課

≪目 次≫

1.	事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ーシ
2.	救急車を呼ぶ基準3 ペ	ニージ
3.	児童の日常の様子、健康状況の理解、日常の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ニジ
4.	衛生管理について	ニジ
5.	外部からの侵入者への対応	ニジ
6.	避難訓練7~	ニージ
7.	防災(災害)対策【全般】7ペ	ニジ
8.	防災(災害)対策【火災】9ペ	ニジ
9.	防災(災害)対策【地震】10ペ	ニージ

1. 事故発生時の対応

(1) 事故が発生した場合

緊急対応をする際、応急処置を行うと同時に、必要な場合は、警察や救急、各関連機関や部署、保護者への連絡を行う。その際以下のような情報を集めておく必要がある。

- ア 事故の概要 (ケガ等の状況把握、いつ、どこで、誰が)
- イ 要救助者の状況(人数、場所、建物)
- ウ これまでに行った処置
- エ 当該児童の情報 (所持品、緊急連絡時用調査票等により既往歴等を確認)
- (2) 医療機関の受診が必要及び重症な場合 ※別紙「事故発生時対応フローチャート参照」
 - ア まず、児童の状況、受傷部位、受傷程度(軽傷か重傷か)、を確認する。
 - (ア) 必要に応じて応急処置(止血、冷やす、安静等)を行う。
 - (イ) 問診は児童の様子を丁寧に観察しながら行う。
 - (ウ) 同時に、応急処置後の対処が放課後児童クラブにおいてできるのか、それとも 外部医療機関に委ねるべきかを判断する。
 - (エ) 判断に迷う場合、受診・相談ができる医療機関へ電話相談の上、判断する。
 - イ 受診・相談ができる医療機関等
 - (ア) 内科・外科 南医院(0774-78-5070)、柳沢活道ヶ丘診療所(0774-78-3334)、 和東町国保診療所(0774-78-2024)など
 - (イ) 歯科 はやし歯科 (0774-78-4393) など
 - (ウ) 眼科 兎本眼科 (0774-76-3200) など
 - (エ) 救急安心センターきょうと (0570-00-7119)
- (3) 必要な場合は、救急車を呼ぶ。

救急車を呼ぶときの対応(119番通報)

救急車を要請するときの電話対応は、以下の要領で落ち着いて通報する。

119番からの問いかけ	通報の仕方
火災ですか?救急ですか?	救急です。
住所は?	和東小学校にあるわづか児童クラブです。 小学校の裏門を入って右側の校舎1階にあります等、 詳細を伝えます。住所:和東町大字園小字神定57番地
電話番号は?	Tel 0774-78-3966です。
通報者は?	わづか児童クラブ職員の○○○です。
どんな状態ですか?	(例) 負傷者は○○人です。負傷者の容態は○○○の状態です。

※以上を伝え終わったら、目標物や目立つところに立って、救急車が到着したときに、 案内する。また、救急車進入口に門がある場合は、予め開錠及び開門しておく。

(4) 連絡

ア 保護者に連絡し、状況を説明する。複数人が関係する事故の場合は怪我の有無に 関わらず関係した保護者に事実を説明する。※事故発生当日中に説明する。

保護者連絡の際には、我が子が事故に関係した保護者の心情を察し、誠意ある対応を心掛ける。

- イ 福祉課に連絡する。※緊急時は電話で連絡する。
- ウ 事故の状況について、緊急連絡時用調査票をもとに速やかに連絡する。
- エ 救急車に同乗した職員は、搬送先を保護者及び福祉課に報告する。 同乗する際の持ち物:児童の靴、携帯電話、お金、緊急連絡時用調査票写し
- オ 職員が救急車に同乗した場合は、福祉課より職員を迎えに行く。 ※緊急時の場合、必要に応じて福祉課職員が問題解決に向けた対応をする。
- カ 応急処置のみで対応の場合、怪我をした子どもの保護者にお迎え時に伝達する。 ※指導員間で情報を共有する。
- キ 事件事故記録を作成する。
- ク 医療機関につれて行く場合、保護者がお迎えに来れるのか指導員同伴で移送するのか救急車を呼ぶのかについて判断し、迅速に行動する。
- ケ 保護者がお迎えに来られる場合、事故発生時及びその後の経過を可能な限り具体的に伝える。その場で治療病院記入用紙を渡す。
- コ 保護者がお迎えに来られないが医療機関へ移送する必要がある場合、福祉課職 員が公用車で移送(指導員同伴)する。
- サ 移送付き添い、あるいは救急車同乗の指導員についても日ごろから担当を決めておき、子どもの情報等の所持品に遺漏のないこと、また即座に行動できることが求められる。
- (5) 事件事故記録の作成・事故報告書の作成
 - ア 事故が発生した時は、事故の内容(発生日時・場所、被害に遭った子ども及び関係した子ども等の氏名、負傷の状況等)及び経過(初期対応の様子、事故処理、治療の状況、保護者対応等)を整理し「事件事故記録」を作成する。

※保護者との情報共有は、事故発生翌開所日に行う。

イ 聞き取り調査記録:被害にあった子ども及び関係した子ども、周りの子どもたち から話を聞く必要がある。

その際は、子どもたちの気持ちや状態に注意や配慮が必要。

誰がどのように聞き取りを行うのが適切かを決めてメモをとること。

- ウ 記述にあたっては、具体的かつ事実に即した客観的なものであることが求められ、恣意的な表現にならないように注意する。
- エ 事故の状況を職員間で共有する。(事件事故記録を残して情報を共有)
- オ 「事件事故記録」は被害に遭った子どもの保護者への対応や福祉課への報告、保

険等の手続きの事故報告書の原資料となり、今後の事故防止・予防においても役立 つものなので、必ず常備し、活用する。

- カ 事故報告書を福祉課へ提出する。※事故発生3開所日以内に報告する。
- キ 同じような事故が繰り返されないように、事例の検証と安全教育を計画して実施する。
- クヒヤリハット事例の報告と共有。

子ども同士のトラブルや事故になりそうだった事例、害虫や危険箇所などが新たに発生した場合はヒヤリハット事例として指導員同士で情報を共有、定期的に見直して検討する。事故の未然防止に努める。

必要に応じて、ヒヤリハット報告書を活用する。

- ケ 放課後児童クラブで発生した事故等の小学校への情報提供。 小学校への情報提供は、教頭及び教務主任を窓口として事故やトラブル時の翌 日には必ず伝達する。
- コ 相互の連絡を心掛け、放課後児童クラブで起こったことは小学校に伝える。
- (6) 事故・怪我後のフォロー
 - ア 放課後児童クラブでの事故・怪我後、翌開所日には必ず経過を確認する。
 - イ 翌開所日に欠席や出席していても経過が良くない場合には保護者に連絡や確認 をとる。

2. 救急車を呼ぶ基準

救急車を呼ぶ基準例

- (1) 呼吸停止、心肺停止で人工呼吸や心肺蘇生が必要な児童がいる
- (2) 呼吸困難な児童がいる
- (3) 胸痛を訴えている児童がいる
- (4) 大量出血があり、ショック症状のある児童がいる
- (5) 胸部を強く打ち、ショック症状のある児童がいる
- (6) 腹全体が緊張して痛みが強く吐き気がある児童がいる
- (7) 重度の熱傷の児童がいる
- (8) 頭部を打ち、またはその他の理由で意識状態に異常のある児童がいる
- (9) 脊椎を損傷している恐れがある児童がいる
- (10) 手足の一部または全部が麻痺している児童がいる
- (11) 激しい腹痛を訴えている児童がいる
- (12) 吐血や下血のある児童がいる
- (13) 胸や足を骨折している児童がいる
- (14) 痙攣が続いている児童がいる

- (15) スズメバチに刺された児童がいる
- (16) マムシに噛まれた児童がいる

3. 児童の日常の様子、健康状況の理解、日常の取組

- (1) 日常の健康状態等の把握
 - ア 児童の健康状態について、保護者からの電話などで連絡してもらうこと。また、 放課後児童クラブでの状況をお迎え時のタイミングなどを利用して、保護者に伝 えるようにする。
 - イ 学校での健康状態で留意する事項や気になる事項がある場合は、教頭先生や教 務主任、担任等から必要に応じて情報提供してもらう。
 - ウ 「いつもと違う」と感じた時や、気になる点があるときには児童に声をかけて確認する。
 - エ 児童はさまざまな関係性や心身の状況、体調の変化によって、急に落ち込んだり するときがある。児童の健康状況やそのときどきの状況について、職員の間で密に 情報を共有する。
- (2) 日常の取組
 - ア 事前に欠席の連絡がなく、児童が予定時刻に来所しない場合は学校又は保護者 等に速やかに連絡・確認する。
 - イ また、日頃から下校時刻が変更となる場合など、学校から情報を入手できるよう にしておく。
 - ウ 保護者との交流について、お迎え時等で機会をみて、日常の子ども達の生活の様子や成長していく姿を保護者と共有していくことで、互いの信頼関係を築けるよう意識的に取り組む。
 - エ 苦情や意見に対しては丁寧に話を聞き、保護者の主訴の内容を整理した上で、放 課後児童クラブ内での情報共有と必要な処置を含めて建設的に対応していく。
- (3) 個人情報の適正な管理と取り扱い

業務上知り得た児童やその家族の情報を漏らさない。

4. 衛生管理について

- (1) ポイント
 - ア 生活の中で、児童自らが自分の健康を守る力を身に着けられるようにする。
 - イ クラブ室、トイレは毎日掃除し、定期的に消毒をする。
 - ウ 食中毒が出やすい時期には保冷と、手指や使用機材の消毒をする。
 - エ 事前に、保護者から「緊急連絡時用調査票」等でアレルギーに関する情報を得て、

対応方法を確認する。

- オ 職員間で情報共有をする。
- (2) 職員等の自身の健康・衛生管理
 - ア 定期的に健康診断を受けて、感染症に罹患していないか確認する。
 - イ 手洗い、うがいを励行して感染症を予防する。
 - ウ 爪を短くする。
 - エ 風邪やインフルエンザが流行する時期には、外出時にマスクを着用する。 また、予防接種やワクチン接種を受けるようにする(アレルギーがある者を除 く)。
- (2) 児童への指導
 - ア 放課後児童クラブに来た時、遊んだ後石鹸で手洗いをする。
 - イ おやつを食べる前、食事をする前には石鹸で手洗いをする。
 - ウ 咳、鼻水、熱、体がだるい等の症状があるときには我慢せずに指導員に伝えても らう。
 - エ 児童にも、自身のアレルゲンを知ってもらう。
 - オ 児童間で食べ物の交換をしないよう伝える。
- (3) クラブ室内
 - アこまめに掃除をして、常に清潔を保つ。
 - イ インフルエンザ等の感染症が流行する時期には、時間を決めて換気する。また、 湿度を保つ。
- (4) おやつ等の食べ物の管理
 - ア 賞味期限や消費期限に留意する。
 - イ 適切な保存を徹底する。
- (5) 感染情報の把握と情報発信
 - ア 学校や和東町、保健所から感染情報が迅速に伝わる連絡体制を整備する。
 - イ 感染に関する情報について、保護者にも情報提供をする。また、予防方法を伝える。

5. **外部からの侵入者への対応** ※別紙「外部からの侵入者への対応フローチャート参照」

(1) 不審者とは

ここで言う不審者とは、正当な理由が無くクラブ内やクラブ敷地に入り込む、また 入り込もうとしている人を指す。

- (2) 不審者の侵入防止
 - ア 日常の取組・日常の点検
 - (ア) 登所児童の把握、活動場所を確認する。

- (イ) 活動場所の施錠・解錠箇所を確認する。
- イ 不審者が侵入した場合を想定した児童への指導 児童に対し、不審者が侵入した場合の対処方法について、指導や注意を喚起する。
 - (ア) 不審者らしき情報は等に素早く伝える。
 - (イ) 職員等からの指示があった場合はそれに従う。
 - (ウ) 職員等が近くにいなければ、侵入者から遠ざかる方向に逃げる。(仲間に伝える)
 - (エ) 逃げる途中で出会った職員等の指示に従う。
- (3) クラブ内外の巡回、隣近所等へのあいさつや声かけの励行 活動中の職員は、適切に配置するとともに巡回を徹底し、不審者等の早期発見、児 童のけが防止に努める。(特に目の届かない場所での遊びは制限する)
- (4) 保護者、地域及び関係機関との連携
 - ア 児童の安全確保にかかわる情報が保護者、地域、警察等の関係機関間でスムーズ に共有できるよう日常的に意見・情報交換をしておく。
 - イ 保護者への連絡や帰宅方法について、クラブだより等を通じて周知徹底、協力依頼を図る。
 - ウ 職員内で緊急時の連絡先(警察・消防・救急病院・医院・役場)の確認と連絡の 方法を周知徹底しておく。
- (5) 不審者が侵入したときの対応
 - ア クラブ内に侵入しようとした不審者が、職員などの指示でクラブ外に退出した 場合は、しばらく行動を注視する。
 - イ クラブ内に侵入しようとした不審者に職員などが注意を促すが、侵入を食い止められなかった場合は、職員は(ア)、(イ)、(ウ)の方法で対応する。
 - (ア) 職員などの対応で侵入が食い止められなかった場合など
 - a 大声を出すと共に、火災報知器、ホイッスル、防犯ブザーなどにより周囲に 危険を知らせる。
 - b 児童を危険が少ないと思われる方向へ避難させる。
 - c 警察等関係機関へ連絡する。固定電話だけでなく、個人の携帯電話等も活用 する。
 - (イ) 侵入者が凶器を所持していた場合など
 - a 不審者をできるだけ刺激しないようにし慎重に対応する。的確かつ迅速に警察へ通報を行い、警察官が現場に駆けつけるまでの間は児童の安全確保を第一に対処する。
 - b 身の危険を感じた場合は無理せず、避難する。
 - c 児童の安全確保上から不審者を近づけない方法を考えておく。(例:イス・ 消火器などを準備)

- (ウ) 児童を、無理やり連れ去ろうとしている場合
 - a 児童を連れ去ろうとしているのか見きわめるのは困難である。よって不審に 感じた場合は、立場の区別なく、まず以下の事を行う必要がある。
 - (a) 保護者で無い場合は、原則として児童の引き渡しを行わない。
 - (b) 保護者の都合で他人をお迎えに当たらせる場合は、保護者が指導員に事前に連絡があった場合のみとする。
 - (c) 不審者がいた場合は、警察に通報する。また、学校、福祉課に連絡する。

6. 避難訓練

(1) 避難訓練の基本

日頃の備えや訓練をしっかりしていれば、いざという時に役に立ち、被害を最小限 にくい止めることが可能となる。

(2) 避難訓練の意義

職員が、いざという時に慌てず、適切に行動できるようにしておくことが大切である。また、訓練は、行事や遊びの延長ではなく、児童を含めてひとりひとりが防災に 関心を持ち、適切に行動できるようにすることが重要となる。

(3) 避難訓練の実施

おもに火災や地震を想定した訓練を実施する。※避難訓練の実施は年3回以上

7. 防災(災害)対策【全般】

(1) 災害対策の基本

日本は自然災害がとても多い国だと言われている。今後、放課後児童クラブがある 地域において、どのような災害が起きるか分からないが、日頃の備えや訓練をしっか りしていれば、いざという時に役に立ち、被害を最小限にくい止めることが可能とな る。

(2) 災害時の情報収集

ア 被害を出さない、拡大しない、冷静な判断をするために、どこの情報をもとに判 断を出すのかを考える必要がある。

イ 情報源

テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、和東町防災行政無線、 防災・災害アプリ

- ウ 必要な情報
- (ア) 和東町の対策状況や避難勧告の有無、特別警報、地震情報(震度、余震状況、 更なる地震発生の可能性)

- (4) 道路規制情報
- (ウ) 防災情報(京都府ホームページ:) ホームページ URL (https://www.pref.kyoto.jp/kurashi/bosai/index.html)
- (エ) 気象情報、雨量や川の水位、河川の映像、雨量情報、土砂災害警戒情報
- (オ) 臨時情報

※これらを頼りに適切な避難の指示を出すことが求められる。避難が空振りになっても危険と思ったら対応をすることを心掛けた方がよい。また、随時、現在の状況などの情報を職員で共有することも大切となる。

(3) 防災訓練の意義

職員が、いざという時に慌てず、適切に行動できるようにしておくことが大切である。また、訓練は、行事や遊びの延長ではなく、児童を含めてひとりひとりが防災に関心を持ち、適切に行動できるようにすることが重要となる。

(4) 防災訓練の実施

ア 計画

- (ア) おもに火災や地震を想定した訓練を実施する。※避難訓練の実施は年3回以上
- (4) 万が一の時に備えて、さまざまな事態を想定した訓練により、できる限り被害 を少なくすることを皆で考えることも大切である。

イ 準備

- (ア) 災害時に誰が何をするのか、役割を分担しておく。
 - a 通報、連絡、救助、避難誘導、消火など、さまざまな役割がある。
 - b 放課後児童クラブ周辺の地理を理解しておく。また、和東町が指定する避難場所や避難経路を確かめておくことも重要である。
 - c 児童と一緒に避難経路や安全な場所を事前に確認する。
- (孔) 実施
- (ウ) 責任者の指示に従って敏速な行動で安全に誘導する。
- (エ) 慌てない。児童に不安や恐怖心を与えないよう落ち着いて行動する。
- (オ) 避難前、避難後の児童の人数を確認する。

ウ 検証

- (ア) 状況に応じて、職員は的確に行動できたかを確認する。
- (イ) 児童を安全に避難誘導できたかを確認する。
- (5) 避難に必要な用具
 - ア 児童出席簿 (避難児童数把握のため)
 - イ 緊急連絡時用調査票の写し(緊急連絡先等把握のため)
 - ウ 救急箱
 - エ 携帯電話 (職員個人所有のもの)

(6) 避難誘導

- ア 安全な場所(あらかじめ避難場所を決めておく)へ避難誘導する。
- イ 職員は、窓ガラス、出入口ドアを閉めてから避難する。
- ウ 出火場所と反対に移動する。風向きを考え風下に避難する。
- エ 避難のときは、「体を低くして!|「煙を吸わないように!|などの声掛けを行う。
- オ 避難場所に到着したら、児童への心理的影響に配慮し、出来る限り火災現場に背を向けて整列する。
- (ア) ハンカチなどで口や鼻を覆う。ないときは手で口や鼻を覆うこと。
- (イ) 煙は高いところに上がるため、できるだけ姿勢を低くすること。
- (ウ) 煙が充満すると周りが見えなくなるため屋内では壁伝いに移動する。
- (7) 災害終息後

保護者への対応、今後の危機管理、防災のために

- ア 発生日時、場所、人数、状況:事件事故記録・事故報告書の作成、提出する。
- イ 破損個所の確認と修復箇所:応急処置とその後の修理の必要性を確認する。

8. 防災(災害)対策【火災】

火災発生の場合 ※別紙「火災発生時フローチャート参照」

- (1) 発見者は、慌てず周囲の指導員に知らせる。
- (2) できる範囲で消火器等による初期消火を行う。
- (3) 子どもに対して指示を出す(口をハンカチで押さえて、静かに、集まれ等)。
- (4) 指導員はそれぞれ役割に応じた行動をする。
 - ア 指導員①役割【主任児童指導員又は児童指導員】
 - (ア) 通報する。
 - a 火災報知器を押す。
 - b 119番に電話をする。
 - c 学校に知らせる。
 - d 福祉課に電話をする。
 - (4) 出席簿、緊急連絡時用調査票、救急箱等の必要書類を持ち出す。
 - (ウ) 保護者に連絡
 - (エ) 終息後に事件事故記録・事故報告書の作成と提出。
 - イ 指導員②役割【児童指導員又は児童指導補助員】
 - (ア) 子どもの誘導。

子どもの誘導は以下のことを注意する。

※注意事項頭文字(お・は・し・も)

「押さない」、「走らない」、「しゃべらない」、「戻らない」

(イ) 避難場所へ(避難場所を事前に決めておく)。

- (ウ) 人数確認·安全確認。
 - a 児童数の確認 (今日の出席児童の把握)。
 - b 怪我をしている児童や気分の悪い児童はいないか確認。
- ウ 指導員③役割【児童指導員又は児童指導補助員】
- (ア) トイレや裏庭等に残っている子どもの確認。
- (イ) 全員が避難したことを確認後に出入口と窓を閉める。
- (ウ) 人数確認・安全確認。
 - a 児童数の確認 (今日の出席児童の把握)。
 - b 怪我をしている児童や気分の悪い児童はいないか確認。

9. 防災(災害)対策【地震】

地震発生の場合 ※別紙「地震発生時フローチャート参照」

(1) 室内の対応。

机の下にもぐって頭部を守る。

- (2) 屋外の対応。
 - ア 倒壊物のない広い場所に集まる・頭部を守る。 ※揺れが収まってから出入口と窓を開放し、避難経路の確保をする。
 - イ 指導員はそれぞれ役割に応じた行動をする。
 - ウ 指導員①役割【主任児童指導員又は児童指導員】
 - (ア) 出席簿、緊急連絡時用調査票、救急箱等の必要書類を持ち出す。
 - (4) 避難後の状況を報告。 福祉課へ電話をする (78-3006)。
 - (ウ) 保護者に連絡。
 - (エ) 終息後に事件事故記録・事故報告書の作成と提出。
 - エ 指導員②役割【児童指導員又は児童指導補助員】
 - (ア) 子どもの誘導。

子どもの誘導は以下のことを注意する。

※注意事項頭文字(お・は・し・も)

「押さない」、「走らない」、「しゃべらない」、「戻らない」

- (イ) 避難場所へ(避難場所を事前に決めておく)。
- (ウ) 人数確認・安全確認。
 - a 児童数の確認 (今日の出席児童の把握)。
 - b 怪我をしている児童や気分の悪い児童はいないか確認。
- オ 指導員③役割【児童指導員又は児童指導補助員】
- (ア) 電気器具のスイッチを切り、コードを抜く。

- (イ) トイレや裏庭等に残っている子どもの確認。
- (ウ) 人数確認・安全確認。
 - a 児童数の確認 (今日の出席児童の把握)。
 - b 怪我をしている児童や気分の悪い児童はいないか確認。

事故発生時の対応

まず、児童の状況を確認する必要に応じて応急処置を行う



医療機関の受診が必要か

応急処置後、医療機関に委ねるべきか判断

【※判断に迷う場合】 受診・相談ができる医療 機関へ電話相談の上、判断

NO

YES

【応急処置のみで対応】

・怪我をした子どもの保護者 にお迎え時に伝達

※指導員間で情報共有する

救急車が必要か 危険な場合は、救急車を呼ぶ

NO

YES

必要に応じて

【事件事故記録】又は 【ヒヤリハット報告書】を作成 保護者がお迎えに来れるか

- ・保護者に連絡
- ・福祉課にも電話連絡 78-3006

保護者へ連絡し、状況を説明する 福祉課に連絡する(搬送先)

同乗する際の持ち物:児童の靴、 携帯電話、お金、緊急連絡時調査票

NO

YES

【医療機関につれて行く場合】

福祉課職員の移送(指導員同伴)で医療機関を受診

- ① 事故発生時、及びその後の経過 を可能な限り具体的に伝える
- ② その場で<u>【治療病院記入用紙】を</u> 手渡す

<事故発生当日中>

複数人が関係する事故の場合は<u>怪我の有無に関わらず関係した子どもの保護者に事実を説明する</u> ※小学校に事故等の情報を伝える(事故発生翌日まで)

<事故発生翌開所日>

事故の内容及び経過の確認、保護者との情報共有

〈事故発生3開所日以内〉

【事件事故記録】作成、情報共有・【事故報告書】作成、提出

火災発生

※発見者は、慌てずに周囲の指導員に知らせること ※できる範囲で消火器等による初期消火を行う

子どもに対して指示

- ロをハンカチで押さえて!!
- ・静かに!!
- ・集まれ!!

指導員①

通報する

- 火災報知器を押す
- ・119番に電話をする
- 学校に知らせる
- ・福祉課へ電話をする

必要書類を持ち出す

- 出席簿
- · 緊急連絡時用調査票
- 救急箱

保護者に連絡

【終息後】

事件事故記録・事故報告の 作成と提出

指導員②

子どもの誘導

(お・は・し・も)

- ・押さない
- ・ 走らない
- ・しゃべらない
- 戻らない

避難場所へ

・避難経路を事前に決めておく

指導員③

残っている子どもの確認

- ・トイレ
- 裏庭 など

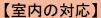
戸締まり

・全員が避難したことを確認後に、出入り口と窓を閉める

人数確認・安全確認

- ・児童数の確認 (今日の出席児童の把握)
- ・怪我をしている児童や気分 の悪い児童はいないか確認

地震発生



- ・ 机の下にもぐって!!
- •頭を守る!!

【屋外の対応】

- ・ 倒壊物のない広い場所に集まる!
- ・頭を守る!!

揺れがおさまってから

※出入り口と窓を開放し、避難経路の確保

指導員①

必要書類を持ち出す

- 出席簿
- · 緊急連絡時用調査票
- 救急箱

避難後の状況報告

・福祉課へ電話をする (78 - 3006)

保護者に連絡

【終息後】

事件事故記録・事故報告の 作成と提出

指導員②

子どもの誘導

(お・は・し・も)

- ・押さない
- ・ 走らない
- ・しゃべらない
- ・ 戻らない

避難場所へ

・避難経路を事前に決めてお <

残っている子どもの確認

- ・トイレ
- 裏庭 など

人数確認 · 安全確認

- ・児童数の確認 (今日の出席児童の把握)
- ・怪我をしている児童や気分 の悪い児童はいないか確認

指導員③

電気器具のスイッチを 切り、コードを抜く

外部からの侵入者への対応

※不審者とは、正当な理由が無くクラブ内やクラブ敷地内 に入り込む、又は入り込もうとしている人を指す。

① 不審者が児童クラブの外に退出した場合は、行動を注視する

②不審者の侵入を食い止められなかった場合は、 (ア)、(イ)、(ウ)の方法で対応

(ア)職員などの対応で侵入を食い止められなかった場合

(イ)侵入者が 凶器を所持して いた場合 (ウ) 児童を、 無理やり連れ去 ろうとしている 場合

- a. 大声を出して、火 災報知器、緊急通 報装置、ホイッス ルなどにより周囲 に危険を知らせる
- b. 児童を危険が少な いと思われる方向 へ避難させる
- c. 警察等関係機関へ 連絡する

- a. 不審者をできるだけ、 できるだけないに対しには対しには対しには対しに対しながでいる。 の確かつ迅速に警察の確な、警察官がは関係を第一に対処する。
- b. 身の危険を感じた場合は無理せず、避難する
- c. 児童の安全確保上 から不審者を近づ けない方法を考え ておく

(例:イス・消火器・ など)

- a. 保護者で無い場合 は、原則として児童 の引き渡しを行わ ない
- b. 保護者の都合で他人 をお迎えに当たらせ る場合は、保護者が 指導員に事前に連絡 があった場合のみと する
- c. 不審者がいた場合 は、警察に通報する また、学校・福祉課 へ連絡する

わづか児童クラブ事件事故記録

									課長	主幹	担当者		
事故の内容													
発生日時			年	月	E	∃()			時	分頃		
場所													
事故の 状況													
 被害に遭った子ども													
学年		児童氏	名						負傷状況等	÷			
					月係し:	た子ど	ŧ						
学年		児童氏	名						負傷状況等				
				7	事故の	の経過	<u> </u>						
初期対応 の様子													
事故処理													
治療状況													
保護者対応													
記入	. 日		年		 月	日())					

記入者

	_							
事 故								
日時				(午前)	時	分頃
H нд				(午後)	μij	刀唄
行事名								
場所								
特記	· (交通事故の場合)							
	相手氏名							
	TEL							
	車の番号							
	場所							
	届出							
内容]							
氏名	(ふりがな)							小 井 □1
(おケガを	された方)						t	性別
	生年月日	年	月	日	生	(満	歳)
	住 所							
								

(おケガを	された方)							12 /33
	生年月日	年	月	日	生	(満	歳)
	住 所							
	TEL							
								続 柄
	保護者 氏名							
傷害部位								
治療病院								担当医
	TEL				入院		()	月・日)位
	治療内容	手術	(有・無)	通院		()	月・日)位
事故状況								

※ 記入漏れの無いことを確認の上、事故証明書と共に郵送お願い致します。

団 体 名				京都府和東町役場(福祉課)
報告日	年	月	日	報告者 氏名

治療病院記入用紙

内容								
氏 名	(ふりがな)							性 別
(おケガを	された方)							.=
	生年月日	年	月	日	生	(満	歳)
	住 所							
	TEL							
	保護者 氏名							続柄
傷害部位								
治療病院	病院名							担当医
石 僚柄阮	住所							
	TEL				入院		()	月・日)位
	治療内容	手術	(有·無)	通院		()	月・日)位
備考								

内 容								
氏 名	(ふりがな)							性別
(おケガを	された方)							.=
	生年月日	 年	月	日	生	(満	歳)
	住 所							
	TEL							
	保護者 氏名							続 柄
傷害部位								
治療病院	病院名							担当医
	住所							
	TEL				入院		()	月・日)位
	治療内容	手術	(有·無)	通院		()	月・日)位
備考								

緊急連絡時用調査票

年月日現在)わづか児童クラブ

	学 年	年 組
	自宅電話番号	
 和東町	!	
急連絡先は、つな が	がりやすい順にこ	(記入下さい。)
名続柄	電話番号(携帯	時・自宅・勤務先等)
		()
		()
		()
		()
		()
		()
年 月 日		
	保険者名 事業	T A 口险类亚口 A 环
号 番号 被任	不 	所名 保険者番号・名称
号 番 号 做1	* 	川 石 保険有番号 名称
	会連絡先は、つなが名 続柄 「一番を持ている。」 「一番を持ている。	日宅電話番号 和東町 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

ヒヤリハット報告書

福祉	課長	主	幹	担当者	指導員					
						報告日		年	月	日
	()		つ							
①	だ	ħ	が							
発 生	٤	ī	で							
①発生の状況	何をl	していた	時に							
況	どう	なった(のか							
	なぜる	発生した	のか							
2	今 後 (:	後の行対 策								
3	どうに	あるべ	きか							
(4)	区		分	A ····· 根本	医的な対策が必	必要である。				
④福祉課長				B 児童	重クラブ内での	検討が必要である	0			
課長				C 保証	養者を含めた関	係者全員に注意。	換起する。			
判断	₹ 0.)他意	見							
⑤児童クラブ内での決定事項										
	対策実施	拖確認 者	Ť			対策完了年月日		年	月	日
	備。	考 欄								

- ※ ①については、報告者が記入する。 ※ ②及び③については、福祉課において取り組み状況等を決定し、記入する。 ※ 状況がわかりにくいときは、余白・裏面等に略図を描くのもよい。